議第１１号

公の施設の指定管理者の指定について
（ふるさと体験村（荻ノ島村））

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月１７日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

柏崎市ふるさと体験村（荻ノ島村）に設置する施設のうち、次に掲げる施設

⑴　かやぶきの家（荻の家）

⑵　かやぶきの家（島の家）

⑶　かやぶき民家（陽の楽家）

２　指定管理者となる団体の名称

合同会社荻ノ島ふるさと村組合

３　指定の期間

令和４年（２０２２年）４月１日から令和９年（２０２７年）３月３１日まで